

国保税見直しについての留意事項（参考）

1. 「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）」が策定され、令和9年の国保税（料）の県内の水準の統一までの行程表が示されている。
 - （1）7医療圏で医療費指数を統一。令和4年から1/6ずつ反映し、令和9年で全て反映
 - （2）令和9年までに資産割を廃止する。
 - （3）応益割が著しく低い町村は標準保険料率を目指し、段階的に引上げ。

2. 国保事業費納付金の増加等に対応し、飯山市国民健康保険特別会計の健全運営を資するため、基金を一定程度保持する必要がある。

3. 令和元年度は増額された国保事業費納付金額を賄うため、増額の税改定をしたが、その改定幅については県下で上位となっている。令和2年度、令和3年度は、国保事業費納付金額が減額されたため、資産割額のみ引下げを行った。